

斜面の異常を感じた場合は、どこに相談すればいいの？

■ 斜面(急傾斜地)とは？

斜面(急傾斜地)とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(通称:土砂災害防止法)により、傾斜度が30度以上で高さが5 m以上の区域と規定されています。

■ 危険性の高い斜面について

特に危険性の高い斜面について、次のような指定がされている区域があります。

◎ 土砂災害危険箇所

住民が土砂災害のおそれのある場所を確認し、土砂災害への備えや警戒避難に役立てていただくため、当時の建設省通知に基づき平成15年に公表されているもので、法的な規制はありません。

◎ 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき神奈川県による現地調査の後、数回にわたり住民説明会を開催し、令和2年3月24日に神奈川県知事が指定したもので、町内には68区域が指定されています。また、この土砂災害警戒区域は通称イエローゾーンと呼びます。

◎ 土砂災害特別警戒区域

イエローゾーンの中には、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)が指定されており、建築物に損壊が生じ住民などの生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限を受けます。



■ 土砂災害ハザードマップについて

町では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域(イエローゾーン)および土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)を記した土砂災害ハザードマップを令和2年4月に町内全戸に配布しました。

土砂災害ハザードマップがお手元に無い場合は、総務課防災係で配布しています。

「斜面が崩れそう」「斜面の様子が普段と違う」など、斜面の異常を感じた場合は総務課防災係へご連絡下さい。
状況をお伺いして関係部署への取り次ぎを行います。

登録制メールについて

町からの災害時の情報伝達や防犯情報、防災行政無線の放送内容などを、ご希望の電子メールアドレスへ配信するサービスをしています。本サービスをご利用いただくためには、メールマガジンへの登録が必要です。※登録方法が不明な場合などは総務課防災係にお問い合わせください。

真鶴町お知らせメール 登録手順(下記QRコードを読み込んでください。)

PC・スマートフォンの場合 フィーチャーフォン(ガラケー)の場合 ※読み取れない場合は、下記アドレスに空メールを送信してください。



t-manazuru@sg-p.jp

☐問い合わせ 総務課 ☎内線314